

工事成績 70 点未満の措置に関する取扱い基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、佐賀東部水道企業団工事成績評定要領（令和 6 年 2 月 1 日要領第 1 号。以下「評定要領」という。）に基づく成工検査の結果、工事成績が 70 点未満の工事を施工した場合の措置について必要な事項を定めるものとする。

(措置の対象)

第 2 条 措置は、評定要領第 2 条に定める評定の対象工事を施工した請負業者のうち、70 点未満の工事成績評定を受けたものを対象として行うものとする。

(措置の内容)

第 3 条 工事成績の評点が 60 点以上 70 点未満の工事又は 60 点未満の工事を施工した場合の措置については、次のとおり取り扱う。

- (1) 工事成績の評点が 60 点以上 70 点未満である場合は、工事担当課長が請負者に注意を喚起する。
 - (2) 工事成績の評点が 60 点未満である場合は、技術管理者が工事担当課長を立ち合わせ、請負者に警告する。
- 2 60 点以上 70 点未満の工事に係る評定の結果を通知した日から 1 か年を経過するまでの間に 60 点以上 70 点未満の工事に係る評定の結果を通知した場合は、文書による警告を行う。
- 3 前 2 項の規定による喚起及び警告をする場合は、工事状況を勘案し必要と認められるとき、佐賀東部水道企業団競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（平成 28 年 11 月 1 日施行）第 2 条第 4 項の規定により、指名回避の措置をとることができる。
- 4 工事成績の評点が 60 点以上 70 点未満の工事又は 60 点未満の工事を施工した場合で指名停止に該当する措置については、佐賀東部水道企業団競争入札参加資格者指名停止等の措置基準（平成 28 年 10 月 27 日告示第 5 号）別表の規定による。

(補則)

第 4 条 この基準に定めのない事項については、財政課長が別に定める。

附 則

この基準は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。